第６３号議案

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年８月２５日提出

豊川市長　竹　本　幸　夫

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年豊川市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第２（第４条関係）

機関		事務	特定個人情報
１～22		（略）	
23	市長	生活保護法に準じて行う外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	（略）
			公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
			出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による外国人の出入国の管理に関する情報、同法による外国人の在留カードの交付に関する情報又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱

改正前

別表第２（第４条関係）

機関		事務	特定個人情報
１～22		（略）	
23	市長	生活保護法に準じて行う外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	（略）
			公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの

			した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）による特別永住者証明書の交付に関する情報であって規則で定めるもの				
			特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの				特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの
			（略）				（略）
24～36　（略）				24～36　（略）			

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第１９条第８号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。